

令和8年2月24日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聡	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 今泉 喜徳	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課 長	嶋原 健二	財務課 長	菊田 誠子
企画政策課 長	渡辺 淳		
教 育 長	渡辺 和也		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年2月24日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 議案第1号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後1時30分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただいまから令和8年三春町議会2月第1回会議を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりです。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により14番遠藤亮子議員、15番鈴木利一議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の日程は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、本日1日限りと決定しました。

…………… **議案第1号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例** ……………

○議長 日程第3、議案第1号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 令和8年2月第1回会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、三春町行政組織条例の一部を改正する条例に係る議案が1件であります。内容については、より効率的な行政運営を行うため、組織の改正を行うものであります。

報告事項は衆議院議員総選挙費に係る補正予算の専決が1件であります。

慎重に審議くださいますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長 担当者の説明を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 それでは議案第1号についてご説明申し上げます。

はじめに議案説明書でございます。議案説明書につきましては最終ページでございます、議案第1号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例」をご覧ください。内容につきましては、行政ニーズへの対応とより効率的で持続可能な行政運営を図ることを目的とし、町長の権限に属する事務分掌について見直しを行い、行政組織機構を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては議案書をお開きください。議案書タブレットの4ページに新旧対照表がございます。右側が旧で、今回改正する新が左側になっております。

第1条につきましては、現在「室」というものがございませんので、まず1点目は室をなくすということでございます。それと第3号にございます企画政策課。こちらをまちづくり推進課というふうに改正しようとするものでございます。

内容につきましては第2条、分掌事務をご覧ください。新の方でご説明したいと思います。

こちらにつきましては変更点が赤の下線ありますが、ウからクまでは現在行っております総務課の内容を文言の整理をして入れたものでございます。ケの「長期計画に関すること」、それと次のページに行きましてコの「広域行政に関すること」、サの「政策調整に関すること」、シの「行財政改革推進に関すること」、スの「事務事業の見直しに関すること」。こちらが企画政策課から総務課に移管されるということになっております。

(2)の財務課につきましてはエの部分。これまでは「町有施設の営繕に関すること」ということでしたが、改めて新しく改正する部分につきましては、「町有施設の再編及び営繕に関すること」というふうに文言を改めました。

(3)のまちづくり推進課につきましては、これまで企画政策課において取り組んでおりました「地域創生に関すること」、イの「地域自治及び協働に関すること」に加えまして、ウの「地域公共交通に関すること」。これは住民課に由来ございましたバス事業などを含めて、地域公共交通に関することがまちづくり推進課に移管されます。それとエの「国民保護に関すること」、オの「消防、防災、交通安全及び防犯に関すること」。これはこれまで総務課の自治防災グループで所管しておりましたが、今回まちづくり推進課に移管して、記載のとおり地域創生ですとか公共交通、自治防災に関するまちづくりに関することを全てまちづくり推進課の方に集約したということでございます。

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月24日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 遠 藤 亮 子

署 名 議 員 鈴 木 利 一

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 1 号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決